

お客さま 各位

平成 29 年 12 月 18 日
両 備 信 用 組 合

個人番号の利用目的の変更について

両備信用組合（以下「当組合といたします。」）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

【 個人番号の利用目的 】

当組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ **金地金取引に関する法定調書作成・提供事務**
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑦ **教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務**
- ⑧ **預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務**
- ⑨ **預金口座付番に関する事務**

マイナンバーの預金口座付番が開始されました。

口座を開設する方も、口座をお持ちの方も マイナンバーの届出にご協力ください。

個人の
お客さま

マイナンバーを
届出いただく際に必要となる書類

マイナンバー
カード

もしくは

通知カード

または

住民票の写し
(マイナンバーあり)

+

運転免許証など本人確認書類※1

※1 顔写真付のもの（運転免許証、パスポートや在留カードなど）であれば1点
顔写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）であれば2点

法人のお
客さま

法人番号を
届出いただく際に必要となる書類

国税庁法人番号公表
サイトの法人情報画
面を印刷したもの

または

法人番号
指定通知書

+

登記事項証明書などの
法人確認書類※2

※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

Q 1

Q & A

なぜ信用組合にマイナンバーを
届け出る必要があるの？

法令により、信用組合は、預金口座をマイナンバーにより検索できる状態で管理する義務が課せられています。このため、お客さまにマイナンバーの届出のご協力をお願いします。

Q 2

信用組合はどんなことにマイナ
ンバーを使うの？

信用組合が万が一破たんしたときに預金の円滑な払戻しを行うために利用したり、これまで行われてきた行政機関などの
税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うためになどに
利用します。

Q 3

預金口座を開設する時にマイナ
ンバーを届け出ないといけないの？

一般の口座についてお届は任意です。後日のお届でも構いません。ただし、マル優・マル得や特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、窓口でお問い合わせください。